

令和 8 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議会の運営に関する事項について 1

令和 8 年 6 月 1 6 日（火曜日）

議会運営委員会会議録

令和8年6月16日 火曜日

午前9時00分開議

午前9時26分開議（実時間26分）

○本日の会議に付した案件

1. 議会の運営に関する事項について

○本日の会議に出席した者

委員長	山本幸廣君
副委員長	田方芳信君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	谷口徹君
委員	橋本幸一君
委員	深田浩介君
委員	村川清則君
委員	山本敬晃君
議長	高山正夫君

※欠席委員 成松由紀夫君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

たみー君
蓑田由貴君
木村博幸君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長 梅野展文君

○記録担当書記 松崎広平君
荒木朋美君

（午前9時00分 開会）

○委員長（山本幸廣君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから議会運営委員会を開会いた

します。

◎議会の運営に関する事項について

○委員長（山本幸廣君） まず、1、議会の運営に関する事項についてを議題とし、（1）懲罰動議の件、3件について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局の梅野でございます。

本日から一般質問、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、1、本日の議事日程についての（1）懲罰動議の件、3件について、以降、着座にて御説明させていただきます。

レジュメに記載のとおり、6月15日付で3件の懲罰動議が提出されております。

まず、（イ）北園武広議員に対する懲罰動議の件は、たみー議員ほか13名から提出されたもので、趣旨弁明者はたみー議員でございます。

次に、（ロ）橋本貴喜議員に対する懲罰の件は、蓑田議員ほか13名から提出されたもので、趣旨弁明者は蓑田議員でございます。

最後に、（ハ）村川清則議員に対する懲罰の件は、木村議員ほか13名から提出されたもので、趣旨弁明者は木村議員でございます。

本3件につきましては、議員の身分に関するものでございますので先決事件となりますが、本日から一般質問が始まりますことから、議長と協議の上、一般質問終了後に議題とすることといたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） ただいま局長から説明が終わりましたが、本日、提出者代表であるたみー議員、蓑田議員、木村議員は本委員会に出席されておりますので、この際、本動議について説明をお願いしたいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ないようでありますので、御異議なしと認め、それでは、北園武広議員に対する懲罰の件について、たーみー議員より説明をお願いします。たーみー議員、前のマイクのほうに来てください。

○委員外議員（たーみー君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）有志の会、たーみーでございます。

提案理由について説明いたします。

地方自治法第132条は、議員は議会の品位を重んじなければならないと定めております。また、同法第134条は、議員が法令、会議規則、その他議会の規律に違反したときは懲罰を科することができる」と規定しております。

これを受け、八代市議会会議規則第151条においても、議員は議会の品位を重んじなければならないと明記されており、議員には議会の名誉と権威を保持する厳格な義務が課せられております。

昨日行われた百条委員会の事実確認において、北園議員は村川議員とともに百条委員会の証人の勤務先を訪問し、公開質問状を上司へ手渡した事実を認めました。

証人は地方自治法第100条に基づく、調査に協力する重要な立場にあり、その勤務先への訪問は証人本人のみならず、勤務先に対しても不当な影響を及ぼし得る行為です。これは同規則第153条が禁じている議事の妨害となる言動に該当し、議会の正当な調査権行使を著しく阻害する行為にほかなりません。

さらに、北園議員自身も当時の行為について軽率だったと認める趣旨の発言を行っております。

百条委員会において証人が外部からの干渉を受けることなく自由に証言できる環境を守るとは議会の責務であり、その環境を損なう恐れのある行為は看過できません。

以上のとおり、北園議員の言動は、八代市議会会議規則第151条、品位の尊重及び第153条、議事妨害の禁止に違反し、議会の秩序及び品位を害するものと断ぜざるを得ません。

よって、その行為が懲罰事由に該当するため、本動議を提出するものであります。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） 以上で説明が終わりましたが、何かありませんか。

○委員（橋本幸一君） 質問よろしいんですね。

○委員長（山本幸廣君） よろしいです。どうぞ。

○委員（橋本幸一君） この案件って、普通、八代市議会の会議規則によりますと、3日間ルールというのがあるわけですが、本来、事象が発生した日から3日間という、これまでそのルールに従って懲罰委員会の動議も出されてきてるんですが、今回については、ちょっとそこについて解釈の差があるみたいですが、そこについてはどうお考えですか。

○委員外議員（たーみー君） ただいま御指摘がありました3日以内のルールについてですが、この件は、昨日、百条委員会で起こった事案ですので、昨日、認められたので、3日以内と考えております。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 普通、事案が発生した日というのは、一般的には手渡された日が事案が発生した日と解釈されるんですが、これどうですか、全国議長会等に確認されてみたんですか。議会事務局は。

○議会事務局長（梅野展文君） 特段確認はいたしておりません。

○委員（橋本幸一君） その辺の確認を今後していただきたいと思います。

それと、このような事案が全国で訴えられている判例というのはないのか、その辺は調べて

はおられないんですか。

○議会事務局長（梅野展文君） そちらの訴訟関係につきましては、近年、以前は除名が主だったんですが、2020年から出席停止等も訴訟の対象にはなっておりますが、その下の戒告あるいは陳謝については訴訟の対象とは今まではなっていたという私は確認はいたしておりません。

○委員（橋本幸一君） 訴訟の結果というのは調べておられますか。

○議会事務局長（梅野展文君） 先ほど申し上げましたが、近年、出席停止以上につきましては、訴訟で敗訴というのも今までの前例として近年ございますようであります。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） これについては、非常に本人の名誉に関わることでありますから、本人も非常にそこは敏感に反応される部分もあるかと思えますし、そこについては、絶対訴えられて、そういうことにならないようなことを考慮しながら、今回の懲罰動議の持っていく方については考えていかなければならないかと思っておりますので、その辺もよろしく、委員長、お願いいたします。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） 次に、橋本貴喜議員に対する……

○委員（山本敬晃君） ちょっといいですか。今ちょっと橋本委員から持ってきた方等のお話ありましたが、それは今後、懲罰委員会で話し合うことであって、それを事前にそういった指摘をされるのはちょっとおかしいのかなと思います。

訴訟があつてるのはそれは事実であるので、それは懲罰委員会が終わってから、結果が出てから、それに対して当人がどうされるかということですので、それを事前に持っていく方という先ほどの発言はちょっと違うのかなというふ

うには思います。

○委員（橋本幸一君） 私が言うのは、それも十分頭の中に入れて判断していただきたいという、そういう意味で言ったんです。

○委員（山本敬晃君） 私たち議員もそれはもちろんいろんな事例をちゃんと調べてしておりますので、そういった御指摘はちゃんと認識されてると思います。

○委員長（山本幸廣君） よろしいですか。関連。

○委員（北園武広君） 関連です。

○委員長（山本幸廣君） 関連はやめましょう。今の件。

○委員（北園武広君） 当人ですけど、いいんですか。いいんでしょうか。

○委員長（山本幸廣君） どうぞ。

○委員（北園武広君） 発議者に確認ですけども、私の言動ということで、言動について議会規則第151条というのに該当するということの説明だったかと思うんですけども、言動と言われるのは、昨日の軽率だったということに対する言動であるんでしょうか。

というのが、私の意味合いとしては、軽率だったというのは、職場の課長に手渡したことが軽率であったということの意味で軽率だったという発言をしたわけですけども、その辺のところの内容をちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員外議員（たーみー君） まず、公開質問状を証人本人に持っていくという、そこからですよね。証人に心理的圧力をかけてるわけじゃないですか。それで、今後、証人で出られる方たちが萎縮して、何も話せないとなったら、百条委員会として間違ってると思います。

ですので、軽率だったといった、その感覚自体が間違っていると思ったので、提出した次第であります。

以上です。

○委員長（山本幸廣君） よろしいですか。今の。

それでは、前に進みます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） ないようでありますので、次に、橋本貴喜議員に対する懲罰の件について、蓑田議員より説明を願います。マイクのほうに進んでください。

○委員外議員（蓑田由貴君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）改革市民の会、蓑田由貴です。

ただいま上程されました橋本貴喜議員に対する懲罰動議について、提案理由を説明いたします。

地方自治法第132条は、議員は議会の品位を重んじなければならないと定めております。また、同法第134条は、議員が法令、会議規則、その他議会の規律に違反したときは懲罰を科することができる」と規定しております。

これを受け、八代市議会会議規則第151条においても、議員は議会の品位を重んじなければならないと明記されており、議員には議会の名誉と権威を保持する厳格な義務が課せられています。

橋本議員は、百条委員会において、証人に対し、写真の資料を提示しながら質問を行いましたが、昨日行われた事実確認において、その写真資料は弁護士から提供を受けたものであり、自らその入手経路や真偽について確認していないことを認めました。

また、当該資料は委員会で定められた提出手続を経ずに持ち込まれたものであり、委員会内に大きな混乱を生じさせました。これは八代市議会会議規則第157条が定める、委員会の会議室において資料等の印刷物を配付するときは委員長の許可を得なければならないという規定に明白に違反する行為です。

さらに橋本議員は、資料の提出についてルールを破った意識はないと答弁しております。

委員会における手続及び秩序は、委員会の公平な運営を確保するために、全ての委員が重視すべき大原則です。

審議未確認の資料を用いて証人を追求し、手続を無視して混乱を招いた言動は、同規則第153条が禁じている議事の妨害となる言動に該当し、議会の正当な調査権行使を著しく阻害するものです。

以上のとおり、橋本議員の言動は、八代市議会会議規則第151条、第153条及び第157条に著しく違反し、議会の秩序及び品位を害するものと断じざるを得ません。

よって、その行為が懲罰事由に該当するため、本動議を提出いたしました。

説明は以上で終わります。

○委員長（山本幸廣君） 以上、説明をいただきましたが、何か質疑ありませんか。

○委員（橋本幸一君） これこそ先ほどの八代市議会の会議規則160条の、そのの、あれは懲罰の規定ですから、それに該当しなければならないんじゃないかなと私は思ってるんですが、そこについてはどうなんですか。議会の会議規則160条の3日間ルールというのが、これこそ適用されるべきじゃないかと私は思ってるんですが、それに対してのお考えはどうなんですか。

○委員長（山本幸廣君） 蓑田議員、内容をよく理解しましたか。分からなければ、もう1回橋本委員に説明させますよ。

○委員外議員（蓑田由貴君） 3日ルールに準じている……。

○委員長（山本幸廣君） 橋本委員、もう1回よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） これは八代市議会の会議規則の160条に、懲罰動議を出す場合には3日以内に提出しなければならないというルー

ルがあつてんですが、これこそ160条に該当するんじゃないかと私は見てるんですが、それについては。さっきと一緒にです。（委員外議員蓑田由貴君「そうですね、一緒にです。3日間ルールに準じてしてました」と呼ぶ）事象が発生した日というのを。

○委員外議員（蓑田由貴君） 3日間ルールに準じて、今回、動議を出させていただいております。

○委員（橋本幸一君） 私は、事象が発生した日が起算日と思って見てるんですが。（委員外議員蓑田由貴君「昨日起きたことなので」と呼ぶ）。

蓑田議員は、昨日が起算日と考えられるということですか。

○委員外議員（蓑田由貴君） はい、そうです。

○委員長（山本幸廣君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） 発議者の一員ですので説明させていただきますと、懲罰の対象としたのが、昨日の百条委員会での橋本貴喜議員の発言なんですよ。真偽未確認の資料を用いて証人を追求して、それに対して、野崎議員のほうから質問がありましたけども、本人は、自身が雇った弁護士ではないと。真偽を知るところではないというような、そういう不穏当な発言があったというのが問題になってるということです。

ですから、事象は昨日のことです。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 私も3日というのは、それが発生した、橋本委員と同じ考えなんですけれども、事務局に確認ですけれども、地方自治法とか会議規則の解釈として、私どもの考えによれば、3日経過した事案を懲罰動議として受理し、審議するというのは可能なんですか。

○議会事務局長（梅野展文君） 先ほど来、出

ておりますように、条文につきましては、事象が起きてから3日以内というふうに定めがありますが、その事象というものの捉え方が、今回、委員さん、議員さんの中で割れているものではないかというふうに解釈しておりますので、そちらについては、取りようといひますか、私自身がそこについて、これがいいとか悪いとか、そういうことを申し上げる立場にはないと思いますので、そちらのほうの回答は避けさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○委員長（山本幸廣君） よろしいですか。

なければ、次に、村川清則議員に対する懲罰の件について、木村議員より説明を願います。

○委員外議員（木村博幸君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新自由連合、木村博幸でございます。

それでは、村川清則議員に対する懲罰動議について、提案理由を御説明させていただきます。

地方自治法第132条は、議員は会議の品位を重んじなければならないと定めております。また、同法第134条は、議員が法令、会議規則、その他議会の規律に違反したときは懲罰を科することができるかと規定しております。

これを受け、八代市議会会議規則第151条においても、議員は議会の品位を重んじなければならないと明記されており、議員には議会の名誉と権威を保持する厳格な義務が課せられています。

昨日6月15日に行われた事実確認において、村川議員は北園議員とともに百条委員会の証人の勤務先を訪問し、上司を通じて公開質問状を手渡した事実を認めました。

百条委員会においては、証人は保護されるべき立場にあり、その勤務先を訪問して接触を図る行為は、証人に心理的圧力を与え、自由な証

言環境を損なうおそれがあります。

これは同規則第153条が禁じている議事の妨害となる言動に該当し、議会の正当な調査権行使を著しく阻害する行為にほかなりません。

また、村川議員は、自民党市議団代表として百条委員会への出席辞退や委員会運営に関する一連の行動の中心的立場にあり、昨日6月15日の協議においても、委員会で問題となった資料について事前に確認していたことが明らかとなりました。

以上のとおり、村川議員の言動は八代市議会会議規則151条（品位の尊重）及び第153条（議事妨害の禁止）に著しく違反し、議会の秩序及び品位を害するものと断ぜざるを得ません。

よって、その行為が懲罰事由に該当するため、本動議を提出するものであります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（山本幸廣君） ただいま説明が終わりましたが、何かありませんか。

○委員（橋本幸一君） これはこれまで3件に出た全体にも言えるわけなんです、それぞれ見方が違うということが私も今感じたわけですが、そこについては、非常に私も、恐らく今回のこの懲罰動議というのは難航していくかなと思っております。賛成、反対の場面でもですね。

それと、やはりこれはもう本人の人格に関わることであっても、先ほど山本委員も言いましたが、当然、臨むときは訴えられることも考慮して臨むということを言われてるんですが、どうぞそこを頭の中に入れて審議していただきたいと思います。

○委員長（山本幸廣君） 委員長からですが、それはもう委員会が設置されてから、その中で議論をしていただき、法的な問題も含めて、一議員さんですから、みんなが自覚をしながらこの問題に対処していただきたい。

法的な問題については、先ほどから、特に自民党さんは、特に弁護士さん等と言われておりますから、法的な問題は弁護士等々を通じて問題は解決しなきゃいけないわけですので。

八代市議会議会運営委員会としては、よろしければ皆さん方の御理解の中でスムーズにいくように協力をしていただきたい。委員長からお願いです。よろしゅうございますか。

○委員（橋本幸一君） よろしく申し上げます。

○委員長（山本幸廣君） ただいま説明がありましたが、3件の懲罰動議については、八代市議会委員会条例第7条の規定に基づき、10名から成る懲罰特別委員会を設置をし、これに一括して付託の上、審査を行うことを求めるものであります。

本会議で可決となりましたら、懲罰特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、本日の流れ等について説明を求めます。

○議会事務局長（梅野展文君） それでは、本日の流れ等について御説明いたします。

まずは、本日から一般質問となっております。

一般質問終了後、議長から懲罰動議が提出された旨、議場で御報告をいただきます。

その後、北園議員が除斥となり、趣旨弁明、質疑の後、特別委員会を設置し、委員会に付託することをお諮りいただくこととなっております。

なお、採決につきましては、起立による採決となります。

今回、同様の動議が提出されておりますので、ただいま御説明いたしました手続を繰り返していただくこととなります。

特別委員会が設置されることとなりましたら、一旦休憩をとり、委員選出等のため、各派代表者会及び議会運営委員会が開催され、終了後、本会議を再開し、委員選出の報告がごぞいます。

その後、再度休憩をとり、特別委員会を開催し、正副委員長互選が行われます。

特別委員会終了後、再度本会議を再開し、正副委員長互選の結果について議長からの報告があり、本日の議事日程終了、延会となります。

説明は以上でございます。

○委員長（山本幸廣君） ただいま局長より説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） なければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午前9時26分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年6月16日

議会運営委員会

委員長